

## 東大和市税条例等の一部を改正する条例

(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第31条の7第1項第2号及び第3号中「当該法人」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第4号中「を除く。当該法人」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第5号及び第6号中「当該法人」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第7号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第8号中「当該法人」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第33条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第10条の2第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条の2に次の1項を加える。

26 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

付則第10条の4の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者(第47条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者であつて、当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするものを含む。)は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
  - (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
  - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
  - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第59条の2の3の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土

地である特定被災共用土地に」とする。

付則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

付則第18条の6第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

付則第18条の7の4に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東大和市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、東大和市税条例第43条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、東大和市税条例第43条の2第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、東大和市税条例第44条の改正規定中「第44条第4項」を「第44条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、東大和市税条例付則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

付則第3条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東大和市税条例第31条の7第1項の改正規定及び同条例付則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中東大和市税条例第21条第2項及び第33条の3の3第1項の改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中東大和市税条例付則第10条の2第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定(同条第24項を同条第25項とする部分

を除く。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東大和市税条例(以下「新条例」という。)第31条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の東大和市税条例第31条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和3年第3回定例会  
第 号議案資料

東大和市税条例等の一部を改正する条例

## 東大和市税条例等の一部改正について

### 1 改正趣旨

令和3年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、市税条例等の規定の整備を行う。

### 2 主な改正内容

(1) 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講ずる。

(2) 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、営業用乗用車・軽貨物車の重点化を行い、燃費基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

### 3 概要説明

#### (1) 各条の改正概要

##### ア 第1条による改正（東大和市税条例の一部改正）

条文	改正概要
第21条（個人の市民税の非課税の範囲）	均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直す改正
第31条の7（寄附金税額控除）	特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直す改正
第33条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直す改正
付則第5条（個人の市民税の所得割の非課税範囲等）	所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直す改正
付則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を5年延長する改正
付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について「わがまち特例」（固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置）の対象に加える規定の新設等
付則第10条の5（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	地方税法の改正に伴う平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定の新設

条文	改正概要
付則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、営業用乗用車・軽貨物車の重点化を行い、燃費基準の切り替えを行った上で、2年間延長する改正等
付則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第18条の6（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	地方税法の改正に伴う東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限を5年延長する改正
付則第18条の7の4（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講ずる規定の新設

イ 第2条による改正（東大和市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）の一部改正）

条文	改正概要
第43条（法人の市民税の申告納付）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
第43条の2（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）	地方税法施行令の改正に伴う引用条項の整理
第44条（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）	地方税法施行令の改正に伴う引用条項の整理
付則第3条の3（納期限の延長に係る延滞金の特例）	第44条第4項削除に伴う規定の整備等 法人税法において連結納税の廃止をしたことに伴う規定の削除

（2）改正附則の概要

条文	概要
附則第1条（施行期日）	条例の施行期日
附則第2条（市民税に関する経過措置）	市民税の適用区分



条文	概要
附則第3条（固定資産税に関する経過措置）	固定資産税の適用区分
附則第4条（軽自動車税に関する経過措置）	軽自動車税の適用区分